

鳥取県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子広瀬線	変更前	米子市末広町292地先から同市大谷町76-15地先まで	19.6~56.5	533.0
		米子市大谷町56-13地先から同市目久美町225-1地先まで	6.5~22.3	347.0
	変更後	米子市末広町292地先から同市大谷町76-15地先まで	19.6~66.6	527.0
米子環状線	変更前	米子市陰田町314-4地先から同市大谷町75-1地先まで	7.1~76.8	787.0
		米子市大谷町76-6地先から同市目久美町239-1地先まで	14.1~21.3	199.0
	変更後	米子市陰田町314-4地先から同市大谷町75-1地先まで	7.1~84.1	786.0